# 令和4年度

第11回いわき市教育委員会議事録

令和5年2月8日(水)

# 第 11 回 教 育 委 員 会 記 録

1 開会年月日 令和5年2月8日(水) 午後1時30分

2 開催場所 東分庁舎 5階 会議室

3 出席委員 教育長 服 樹 理 部

> 教育長職務代理者 馬 目 順一

> 委員 紀太郎 根 本

> 宮 委 員 澤 美智子

> 委 員 小 峰 美保子

欠席委員 なし

説明のために出席した者の氏名 5

> 教育部長 教育部次長兼総合調整担当兼学校教育推進室長

教育部次長兼教育施設整備担当

中央公民館長

総合図書館長

参事兼教育政策課長

施設整備課長 生涯学習課長

学校教育推進室学校教育課長

学校教育推進室学校支援課長

総合図書館副館長

総括指導主事兼総合教育センター所長

参事兼こどもみらい課長

こども支援課長

文化交流課長

文化財課長

美術館長

松 島 良

方 緒 勝 批

野 星 昌 久

或 井 政 範

弘 武 忠 Щ

寺 島 行 範

佐. 樹 藤 美 久保木 隆 広

菅 野 輝 義

鈴 木 康 寬

山野邊 雅 樹

則 子 小 玉

篠 原 美 紀

鈴 木 隆 宏

\_

井 坂 泰

下山田 誠 治 杉 浦 友

書 記 教育政策課総務係長

吉田正寿

7 閉 会 午後 4 時15分

#### 会議の大要

- **教育長** ただいまから、令和4年度第11回いわき市教育委員会を開催いたします。 欠席委員の通告は、ございません。書記には吉田総務係長を任命いたします。会 期は、本日限りといたします。議事録への署名でございますが、本日出席された 委員の皆様方にお願い申し上げます。
- **教育長** 開会に先立ちまして、本日「6、教育長の報告」につきましては、「7、 議事」が終了したのち、審議等を行いたいと思います。

それでは、「7、議事」に入ります。

本日の議事に関しては、市議会2月定例会への議決案件であるため、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じる恐れがあります。つきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書」の規定に基づき、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決した時は非公開とすることができることとなっております。

ここでお諮りいたします。

議案第1号から第4号を、非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

[委員より「異議なし」との声あり]

**教育長** 異議なしと認めますので、非公開といたします。

傍聴者及び、報道関係者の方は「いわき市教育委員会会議規則第14条」の規定 に基づき、退席をお願いします。

なお、議案第1号及び議案第2号については、予算総括表を教育政策課長から 一括で説明し、各課の詳細については、各課長から説明いたします。それでは、 議案第1号令和4年度2月補正予算について、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長** 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(総括表・教育政策課分) についての説明〕

**教育長** ここまでの部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

**教育長** それでは引き続き、生涯学習課分の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(生涯学習課分)について の説明〕

**教育長** 生涯学習課の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

馬目教育長職務代理者 上から4番目のところで、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年度に実施予定の修繕計画を見直すと、これは具体的にどういうことな

んでしょうか。

- **生涯学習課長** 生涯学習プラザの管理運営費、ティーワンビル設備等でありますけれども、今年度、施設の修繕計画の中で、大きなものとして、外壁の修繕を行なうと予定しておりましたが、説明にございますように、ティーワンビルの業績の影響等もありまして、外壁の補修の規模が大幅に縮小するという形になりまして、それが大部分で、修繕計画を見直して、今回の減額補正となりました。
- **根本委員** 私は7番のところでお聞きしようと思っていたのですが、この教育活動推進 費の中には、例えば、講座の講師の方への報酬なども含まれているのかどうかだけ確 認させていただきたいです。
- **生涯学習課長** お見込の通りです。こちらの方に報酬ですとか、交通費なども含まれて おります。
- **教育部長** 補足しておきます。最初の4番のところで、必要な部分を補修しないということではなくて、あらかじめ施設の修繕計画というのは、悪い所ということではなく、いわゆる未然防止の観点から計画的にやっている部分があるんですね。今回については、実際に不具合は出てはないけどもやろうとしたところ、コロナの影響をみて、特に現時点で不具合はなく、1年は持つということで対処していこうという形にしたところであります。安全性とか危険性とか、そういったところに懸念があるということではありません。
- **馬目教育長職務代理者** 緊急のものであれば、実施しなくてはいけないのではと思った のでお聞きしました。

教育長 予防的措置をということですね。

**馬目教育長職務代理者** 分かりました。ありがとうございました。

教育長 引き続き、学校教育課長説明をお願いいたします。

学校教育課長 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(学校教育課分)について の説明〕

**教育長** 学校教育課の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

**根本委員** 6頁の18番、補正理由の部活動指導員の雇用実績に伴うというところの減額 のことなんですが、歳入のところで、部活動指導員を11人減らしたのでというような ご説明だったと思うんですけど、当初は何人予定されていたのか、計11人減ったという理由ですね、お願いしようとしたけども適任者が見つからなかったとか、そういったことを教えていただければと思います。

- 学校教育課長 最初、予算の方では14名補充を予定しておりましたが、今、根本委員からもあったように、教員免許状を所有しているということが1つの雇用条件になっていることから、まずそのなり手が見つからなかったということがございます。また、県の補助金が、県の都合で11名分のみしか補助対象にならなかったこともあって、歳入が減ってしまった。後は業務実績というのは、実際予定していたことが、体調不良等で実際指導に行っていなかった分の報酬は、支払われないことから、減額になっているものでございます。
- **小峰委員** 今のものに加えてなんですが、働き方改革ということで、部活動の指導員を 配置するというのは、各学校にとっては大変いいというのは、随分聞いてはいるんで すけれども、なり手がいないという課題が出てくると、教員免許状がなくてはいけな いということなどが、ちょっとハードルが高い部分にもなるのかなというふうには思 うんですけど、各学校に向いた配置がなされるように、何か方法があるといいのかな ということで、これは要望ということで受け止めていただければと思います。
- 学校教育課長 補足させていただきます。今年度、免許状ということがあって、小川中学校で、ソフトテニスの指導者に関しましては、一般の方といいますか、免許状を所有していない方、長年外国語講師ということで携わってきた方を、なかなかなり手がいないということで、今回試行的に雇用している所もありますので、こういった実績を積み上げることで、働き方改革をさらに進めていければと考えております。

**小峰委員** よろしくお願いします。

**教育長** よろしいでしょうか。学校支援課分の説明をお願いいたします。

学校支援課長 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(学校支援課分)について の説明〕

**教育長** 学校支援課の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

- **宮澤委員** 7頁の25項目ですが、旧好間第三中学校の民間事業者というのは、どのような民間事業者で、使用目的は、何か教えていただけますか。
- **学校支援課長** 特定非営利活動法人ツークンフトロカールというところでございまして、スポーツクラブ等で利用するということで決定されました。
- **宮澤委員** 民間のスポーツクラブですね。大人も子どもも使用できるような感じなのでしょうか。
- 学校支援課長 現段階で準備中ということで、そういった内容を聞いておりまして、今回、文科省に対して返還等の手続きが終わった後に、利用に向けて具体的に準備して

いくようなイメージになっております。

宮澤委員 スポーツ関係ですと、体育館とか校庭ですかね。

**学校支援課長** そうですね。全体的にお貸しする形になるんですけれども、それぞれの 用途で使っていただいてという形になります。

**根本委員** 私も同じ項目ところに関連するんですけれども、閉校になったところ、田人の南大平分校とか永戸小学校とか、民間の方で活用して下さっている所があると思うんですけど、そこに好間三小が加わるということで、その他にも、いくつか学校があるかと思います。そうした所に対しては全部募集をなさっているのかどうか、それから9頁のところでは、もう利活用はないから取り壊しの設計委託をするというご説明もありましたので、具体的にここは利活用はないだろうとか、国のもとで進めているというような方向性を、差し支えなければ教えていただければと思います。

学校支援課長 先ほどの繰越のところにありました件については、具体的には、田人の学校でございまして、そこについては、また利活用したいというお話があったものですから、今後検討するということで、壊すのは待っているような状況です。というところでございますので、今回繰越明許費ということでございます。

根本委員 設計委託はどうなっているんですか。

学校支援課長 失礼しました。田人ではなくて、旧白水小で2回ほど応募しまして、応募はなかったんですけれども、あらためて利活用したいという声があって、それを検討するために、今年度中に設計委託を実施してしまうと、利活用する事業者が決まった場合に、こうした手続きができないということで委託補充すると。ただ通常ですと、校舎に対しての利活用のこういった条件でどうですかという要望を取って、実際に条件を整えて、この条件で利用する団体はいますかという形で提案をしていただいて、公募を2回ほど実施するのが今までの流れなんですけど、白水小については2回目も応募がなかったんですが、3回目をぜひ実施してほしいという流れがあったところです。

根本委員 この9頁の方は、白水小についての分ということですね。

**教育長** よろしいですか。総合図書館分の説明をお願いいたします。

**総合図書館副館長** 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(総合図書館分)についての説明〕

**教育長** 総合図書館の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

馬目教育長職務代理者 35番、電子図書館システム事業、これは全庁的な整理によりと

いうのは、どういうふうなことなんでしょう。

- 総合図書館副館長 財政部で、全庁的に補助金の臨時地方交付金の分を調整しまして、 歳入については財政部で調整しまして、それが感染症対策の39,000円、図書館だと 109,000円ということで、年度としては、148,000円減額ということで、その分が足り なくなるものですから、一般財源として感染症対策の39,000円と図書館の109,000円 増額することによりまして、事業費自体は変わらないというものでございます。資料 を作るということで、全庁的に財政部で一括処理したものを受けて、私どもとして は、事業費の額的には変わらないものですから、そのためこのように書いてありま す。
- **教育部次長** 補足として、庁内各部署のいろいろな事業で交付金があてがわれています。全体的に財政の方で、国からの本市への交付金額が決定された時に、それぞれの 事業に再調整して配分された結果、一般財源が若干減ってしまったというようなこと になります。
- **教育長** よろしいですか。続きまして、こどもみらい課分の説明をお願いいたします。
- こどもみらい課長 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(こどもみらい課分) についての説明〕
- **教育長** こどもみらい課分の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。続きまして、こども支援課分の説明をお願いいたします。
- **こども支援課長** 〔議案第1号 令和4年度2月補正予算(こども支援課分)についての説明〕
- **教育長** こども支援課分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。続きまして、文化交流課・文化財課分の説明をお願いいた します。
- 文化交流課長 [議案第1号 令和4年度2月補正予算(文化交流課・文化財課分)についての説明]
- **教育長** ただいまの説明で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。その他全体を通して、何か御質問等はございませんか。 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。 議案第1号令和4年度2月補正予算について、原案のとおりとしてよろしいでしょ

うか。

# [委員より「異議なし」の声あり]

教育長 御異議なしと認めます。

それでは、ここで一旦休憩といたします。

午後2時25分 休憩

午後2時30分 再開

**教育長** それでは、時間になりましたので再開します。

議案第2号令和5年度当初予算について、教育政策課長から説明願います。

**教育政策課長** 〔議案第2号 令和5年度当初予算(総括表・教育政策課分)についての説明〕

**教育長** ここまでの部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

**教育長** よろしいですか。続きまして、生涯学習課分の説明をお願いいたします。

生涯学習課長 〔議案第2号 令和5年度当初予算(生涯学習課分)についての説明〕

**教育長** ここまでの部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

根本委員 学校・家庭・地域パートナーシップ推進事業について、この事業は、児童生徒のみなさんがいろんな体験ができるということになると思うので、とてもいい取り組みだと思っていて、質問とかちょっと提案的なことになるかもしれませんけどお話ししたいと思います。一番最初に、昨年度は3,005千円ということでありましたけれども、その予算についてよろしいでしょうか。いろんな講座が、コロナの影響でなくなっているというのもあるとは思いますけども、どの程度だったのか教えていただきたいと思います。

**生涯学習課長** 開催の回数でよろしいでしょうか。

**根本委員** 回数だったり、これだけ予算をとっているので、全部使い切りましたという ようなこともあるのか教えてください。

**生涯学習課長** まず事例に関してですが、令和4年度におきましては、市内各小中学校、主に割合としては小学校が非常に多いのですが、54件取り組みの方がございました。学校の校数別で見ますと、小学校が20校で合計43事業の取り組みがありました。

また、中学校は7校で11事業の取り組みがありました。予算につきましても、いっぱいいっぱい使うような形で、学校の様々な取り組み、主に総合的な学習の時間などに講師をお呼びして、そこで授業をしていただいたりします。また先ほど申しました、今週月曜日には、事例研究発表会ということで、各公民館が取り組んだ事例について、館長・職員等が発表したり、今回ですと綴小学校が、エネルギーや福祉などについて授業の中で学習したということもありまして、綴小の児童のみなさんによる発表なども行いました。そういった催事の開催に要する経費なども、この事業費からでているということになります。

**根本委員** 令和4年度の取り組みのところに、コーディネーター養成研修会というふうに書いていただいているんですけど、これは公民館の館長さんとか、学校の地域連携担当教職員というふうなところのようですけども、そういった方の出席ということでいいのかどうか、後、出席率なんかはどうなのかというのを教えていただきたいと思います。

生涯学習課長 開催の参加者につきましては、根本委員のおっしゃる通りです。各学校に1名ずつ地域連携担当教職員の方を、決めていただいているところでございます。地域連携担当教職員の先生方と公民館主事に、会場の方にお集まりいただいて、各学校でやはり色々な取り組みの状況がございますので、学校によってはすでに以前から取り組まれているとか、今年度はこういう形で行いたいというお話を先生方からお聞きしたりですとか、学校によっては取り組みたいけれども、どう取り組んでいいか分からないとおっしゃる先生方もいらっしゃったりするので、その時に、公民館主事と共に社会教育指導員の方から、事業の概要の説明ですとか、取り組み方について説明や助言を行なって、実際の事業に繋げていくための相談ということで、コーディネーター養成研修会を開催したところでございます。出席率といたしましては、一応全ての学校にご案内させていただきまして、全体の大体3分の2、67%の学校から出席をいただいているというところになります。

根本委員 実を言いますと、6日に事例発表会の方に出席させていただきました。今回は綴小のもありましたが、植田公民館と植田小中のパートナーシップの取り組みの発表もありました。学校とお互いどういうことを望みますかというようなことをお聞きして、それに合わせて公民館の方でコーディネートして、こういう方がいらっしゃいますよとかいうふうにしてくださるというような発表もあったんですね。こういうふうに相互でコミュニケーションを取れば、こういうふうになるんだなというのが分かったというのが1つ、それから私も、公民館なんかで講師を務めたりということがあるんですけれども、現在、公民館の館長さんで教職員を辞した後に勤めてらっしゃるんですければもっとお話する時に、実はこのパートナーシップのことで、在職中に分かっていればもっと利用したというふうなことをおっしゃる方も結構いらっしゃるんです。この間の事例発表会も、公民館の館長さんは多くいらっしゃっていたかと思うんですけど、どちらかと言うと学校への周知が、もしかしたらまだちょっと足りないのかなという感じがするものですから、そういったことプラス、学教さんの方のご協力なんかも得ながら、もうちょっとこういうパートナーシップという事業

がありますよというのを、例えば校長先生とか、教頭先生が集まるようなところでも、ちょっとPRしてみたらどうでしょうか。いいところと言えば、この間、植田公民館の発表していただいた渡邊隆先生もおっしゃっていましたけれども、コーディネートはこちらの方でするので、いろいろ手配とかそういうことも、こちらの方でできるので、学校の方としては、楽と言ったら変ですけども、そういうふうにできるんじゃないかというようなお話もありましたし、言ってみれば、教職員のみなさんの働き方改革の一助になるということもあるかなと思うものですから、その辺もうちょっと幅を広げて、私の印象では、学校側の方がどういうふうに利用していいのかなというところが少ないかなという気もしますので、公民館の各館長さんもそうですけど、もうちょっと積極的にその辺をPRしたり、コンタクトを取ったりしていただくと、もっと活性化するのかなというふうに思うものですから、お願いしたいです。

小峰委員 私も2月6日の発表会に参加させていただいて、その中で、この前身というのは連携融合事業でしたっけ、パートナーシップの前は、そこからの考えでいくと、非常に公民館と学校の双方向的な、それはすごく改善されてきたなというふうに思っています。土曜学習もそうだったんですけど、学校サイドから考えていくと、なかなか担当の方の出席とか、あるいは土曜日に、学校が休みの時に参加するとか、そういったところの難しさが非常にあって、土曜学習を導入した時に、そこら辺も併せて改善していっていただかないと、なかなか学校側としての部分というのが課題として、私たち管理職も随分と行政の方にお願いしたというような経緯もありました。ですから、そういったことも含めて、今回社会教育指導員の方が企画立案をすごくしてくださって、なおかつ私たち一緒に勤めた校長先生方が多くおりまして、その方々は学校の事情も、いろんなことも含めて分かっていらっしゃるというところで、そこら辺の配置が非常に上手だなというか、そんな感じをすごく受けました。社会に開かれたという部分では、今後ますます需要は見込まれると思うんですけど、やはり学校側のそういった部分と、民間のそういう部分も上手く考慮していただいて、やっていただければいいのかなというふうに思います。

生涯学習課長 今お二人に御意見をいただいて、我々も長年続けてきた成果が少しずつですが表れているように感じております。学校にどうしても、個々の学校の抱える事情も当然おありですので、我々としても強制は当然できないのであります。一方で非常にいい事業で、子どもたちからも楽しかったですとか、勉強になったということで、前向きな御意見をいただくことが多々あるような事業でございます。周知というところがあったかと思いますが、学校に対して、うちが主催してるコーディネーター養成研修会など、いろんな形でこの事業について、取り組みをお勧めするような形で、事業を知っていただく機会を設けたいと思います。コーディネーター養成研修会についても、以前開催の時は、市内全域を1つにして、1回で開催していたということがありますので、令和4年度については市内3地区に分割しまして、3分割で開催しました。その方が学校との距離が縮まるというところがございまして、3地区の分割開催が非常に好評で、学校からも好感触をいただいたということがございました。今後も我々の方で有効活用できていない学校には、この取り組みをご紹介し、取り組まれている学校に対しては、公民館との繋がりを高めるよう、より内容の充実に努め

ていけたらと考えております。

**教育長** よろしいですか。引き続き、学校教育課分の説明をお願いいたします。

学校教育課長 〔議案第2号 令和5年度当初予算(学校教育課分) についての説明〕

**教育長** 学校教育課の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

根本委員 教職員の働き方改革推進事業の(4)部活動指導員のところで、ちょっとそ こからずれてしまうかもしれないんですが、部活動は今過渡期と言いますか、地域移 行とかいうことも言われておりますけども、スポーツ庁では3年間は準備期間という ふうになっていると思うんですね。そういうふうになってきたというのも、1つは少 子化、もう一方では、働き方改革というところがあるかと思うんですけど、働き方改 革の中では、この部活動指導員というようなことで増やしているというのは、これも 1つの方法かなというふうに思っております。なかなか1つだけの方法では、上手く いかないんじゃないかなというふうに思いまして、例えば少子化に対しては、今でも そうですけども、野球だとかソフトボールだとか、中体連でも合同チームができて試 合に出るとか、そういうような対応もあるのかなというふうに思っています。そうい うものを1つとして、例えば特設部というんでしょうか、そういうのも各学校で置い ているところもあるかと思うんです。例えば、特設駅伝部というと、これは他の部活 にも所属しているけども、駅伝大会に出るためにそこに所属して、バスケットボール 部の子とかサッカー部の子とかが出ているというようなスタイルですね。それともう 1つ、例えばバドミントンとか、市内でも民間のクラブに入っている人がいますの で、新体操とか体操なんかも、学校では練習しないですけど、民間のスポーツクラブ で練習していて、中体連の大会に出る時には中学校の名前で出ているというのもある と思うんですね。そういうのも、例えば部員が少なくなっているとか、通常はそうい う部活がなくても、他の所で練習している、その練習の成果を試合で出せるというよ うなことで、その時は学校には、その部はないけれどもできるようにするような、そ ういうようなことも認めると言いますか、生徒のみなさんに練習の成果を出せる場を 提供するようなこともあってもいいのかなと思うんですけども、ちょっと働き方改革 からずれるかもしれませんけれども、そんなこともお考えいただいて、今すぐでなく ても結構ですので、来月以降の会の時に、そんなことをやっている学校もあるとか、 こういう状況だというようなことを教えていただければ、ありがたいと思います。

**教育長** 教職員の働き方改革ですけど、部活動の地域移行の取り組みは進んでおりませんが、ようやく教育委員会の中でも、観光文化スポーツ部とこれから連携していこうというか話し合おうという方向ではあります。ただこの問題で難しいのが、いわき市は地理的な条件や規模がまちまちだったり、一番複雑なのが部活動ってすごく種類が多く、いろんな種目があって、レベル感もかなり違うと思うんです。かなり競技趣向の部活動があったり、楽しめればというような部などたくさんあって、まずどこから手を付けるかというようなことも課題なんですね。まずは、どんな部活動がどのよう

なレベルであって、学校側でどのような運営になっているかということと、後は地域移行まで目指すのであれば、そもそもどんな人材がいて、どんな種目にどんなレベルの方がいてというような、状況を把握しないと、どこから手を付けていいか、なかなか今はできないかなというところで、今そこの状況を確認しようということを話し合っているところです。

根本委員 一辺に全部が上手くいくというのは、なかなか難しいと思うんです。1つの事例で言いますと、各学校でも生徒数が少なくなっていますので、部活が少なくなっています。例えば、野球と卓球しかないというふうになっている時に、他のスポーツをやりたいという生徒がいた場合に、その子が例えば剣道とすると、剣道とか柔道ってやる人数が減っていますので、その学校では剣道部もない、試合に出られない、他の道場では練習をしている、だけど中体連の時は、自分の通っている中学校の名前で個人戦だけでも出られるとか、そういうようなことを認めてあげる1つの機会になるんじゃないかと思いますので、そのことを、通常はないけれども、何かそういうことも認めていけるのも1つの方法かなと思うので、申し上げました。

**小峰委員** いわきの学び推進事業についてです。限られた予算の中で、今年度始めたところで成果が上がっていると、この間の総合教育会議の中でもあったんですけど、そういうところで新規事業として、いわきの学び推進事業を立ち上げればというのは、すごくすばらしいなと感じています。学校カルテについてですけど、今年度の全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて作成が始まりましたよね。来年もそういう形になるということは、子どもが変わっていく中で、学校カルテが作成されていくということになるかと思うんですけれども、今後学校カルテが毎年毎年作成されていく、その活用と言いますか、今年のものができて、また来年の7月8月に結果が出て、そこから初めて、各学校の方にという累積活用、どういうふうな形になるのかと、まだはっきりとは出されてないかと思うんですけど、どんな見通しと言いますか、考えていらっしゃるのかということを聞きたいと思います。

学校教育課長 学校カルテにつきましては、初期の段階で、ある程度の方向性についてはお示ししたところだったんですけれども、現在は全国学力・学習状況調査の正答率及び質問紙における非認知能力やクロス集計を中心に、学校の課題を分析した結果を文書化したものを、アドバイザーが各学校を訪問した上で、各学校の実態に即した形で助言をする際の資料としてご提示しております。今後と言いますのは、非認知能力というのは質問紙で言うと、例えば規範意識だと、質問項目がたった2項目しかございません。そうなると、本来の学校の実態、また学級の実態というところまで踏み込んでいくには、なかなか子どもたちの実態が、深掘りするには足りないということから、市独自のアンケートを実施しております。その中で、子どもたちの規範意識であるとか、自己有用感であるというところを詳細に分析した結果をカルテとして、バージョンアップしていくというようなイメージでいていただければいいかなというところです。記載が多くなるということではなく、より丁寧な分析をすることで、今まで見えてなかったものがよりよく見える、さらにそれが学級のレベルにまで提示できるようになれば、より個に応じた形で課題、またいい部分について提案できていくのか

なというのが考え方で、今バージョンアップしているところです。

**小峰委員** 分析をしてそこで終わるという、分析にもすごくエネルギーがかかるので、 それでは今までの自分も含めてですけど、そこではなくて、それを次に活かすという ことがすごく大事だなという感じを受けます。ですから、小学校で分析したものを、 やはり次の、母体は勿論変わってくると思うんですけど、中学校へどうにか引き継い でいくような、全部ではなくて、そういったことも含めて、いろいろ知恵を出してい ただいて、これをせっかく立ち上げたので、活かして子どもたちの未来につながって いくといいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

**宮澤委員** 6頁(2)学校法律相談なんですが、小さな子どもたちの、もやもやを紙に書いて先生に提出してというところから、子ども間のいろんなトラブル、子ども同士の小さないざこざとか、喧嘩からいじめに発展したりとか、いろんなことが出てくると思うんですが、トラブルを未然に防ぐためには、コミュニケーションスキルが上手くいくことが、先生も子どもたちもすごく大きいと思います。相談内容にもよるかと思いますが、小さないざこざが大きなトラブルにならないように、紙一重だと思うんですね。そこが、たまたま法律にかかるところまでいったとすれば、親も学校もそうだと思うんですが、そういったコミュニケーションスキルを学ぶような、そういうものも学べているんでしょうか。ケース会議に同席というのは、どのような内容が繰り広げられているのかというのを、差し替えない範囲で結構ですけど教えていただきたいです。

**学校教育課長** まず教師の多忙化に関してアンケートを取った時に、上位に挙がってく るものの1つに、保護者対応や理不尽なクレームに対しての対応、また生徒指導問題 やそういったトラブルの初期対応がまずく、長期化してしまうことが非常に多忙化の 原因あるということあったものですから、初期間の時の対応、これでいいというとこ ろで対応してしまうのではなく、こういったところまでいっていて、ちょっと司法化 しそうだなと言う時に、まず弁護士さんに相談することで、ここはこういう姿勢でお 願いしますとか、こんな観点で情報を出して下さいとか、ここはまだ事実確認ができ ていないので、事実確認をした上で話し合いの場を持ってくださいというように、先 ほど宮澤委員からもあったように、コミュニケーションスキルの部分もあるんです が、やはりノウハウとしての部分なんかも、個別具体的に助言していただけておりま す。また認識の違いとして、この研修を活用することで、例えばいじめと言っても、 今までのいじめの認識であれば、ちょっとけんかだよねということは、実際いじめ防 止対策推進法によると、全てそれはいじめであると。かなり校長先生のアンケートの 中でショッキングだったのは、よく私も話で使わせていただくんですけど、滑り台の 順番を待っている時に順番を抜かされて嫌だなと思った瞬間に、もうこれはいじめで すと、なので親御さんたちは、もう推進法を非常に勉強してきている、でも学校の先 生はまだ旧体制としての認識、その差が実はトラブルを生むんだということで、ま ず、必要な知識を付けるということで研修。また、そういったところにいかないため の、転ばぬ先の杖ということで、事前の相談という形での活用ができればというとこ ろで、活用いただいております。

**教育長** よろしいですか。引き続き、学校支援課分の説明をお願いいたします。

学校支援課長 〔議案第2号 令和5年度当初予算(学校支援課分)についての説明〕

**教育長** ここまでの部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

**小峰委員** 私の記憶違いかどうか分からないんですけど、プール改修工事についてお聞きしたいんですが、ある学校では、プールが使えない状態なんですけど改修はせず、民間に委託して、プールの授業を行なっているような状況があるかと思います。この子どもがいても改修できないというようなものについては、民間と委託してというようなことも、考えていくというようなふうに捉えてよろしいんでしょうか。

学校支援課長 プールの利活用につきましては、地理的な要因もあるとは思うんですが、市内の民間のお借りできるプールがある場合については、そことの調整で利用できるという場合には、利用していくというような方針でやっているところでございます。川前地区についても、近隣にはないんですけどあるということで、そちらに行って利用しているような状況でございます。全体的にどうなるかという話になりますと、ここについては、そういった状況を踏まえて、利活用というのは、現在行われている構造改革推進本部というところで、公共施設のあり方というものが検討されている中で、ますますそういった方向というのも進んでいくのかなと思いますけれども、明確に今後どうなっていくのかというのは、今は申し上げられないんですけれども、そういった地理的な状況とか、老朽化とか、そこに在籍している児童生徒の人数とかといったことも踏まえながら、利用していく形になるかと思います。

**小峰委員** 老朽化しているということは、どんどんこれからあると思うので、大変だな という気持ちで質問させていただきました。

根本委員 学校給食費第3子以降支援事業のことなんですけど、例えば3人兄弟がいて、1番上の方が高校生で17歳、下が小学生2人だったりしたとすると、これを読みますと、18歳になって次の3月31日までは要件を満たすと思うんですけど、それ以後、1番上の方が18歳になって次の4月1日以降になった場合は、2人だけになってしまうので、これはもう支援の方は受けられないというようなことでいいのか、後、例えば兄弟が4人とか5人とかいる場合には、要件を満たしていれば、3子以降ですから4人の場合には、その下2人が小学校中学校だった場合、これは無償になるというようなことなのか教えていただければと思います。

学校支援課長 学校で言うと分かりやすいんですが、18歳になって最初の3月31日までということになるので、高校在籍期間中というイメージなのかなと、例えば3人のお子さんがいらっしゃって、1番下が小学校に在籍されているという場合に、1番上のお子さんが大学に入ってしまうと、それは第3子、3番目ではなくなるので、その方

は該当にならないということになります。第3子以降、4子以下は、多子世帯支援ということで、国の少子化社会対策という点の振り分け第3子以降にも使われているところもございますし、統計的にいくと多子世帯の教育費の負担の割合がかなり高くなっているということで、第3子以降支援するという形になってございます。

根本委員 これは4人の時というのは、対象になるということでよろしいんですか。

学校支援課長 第1子の方が18歳で、下が小中学校に通っているのであれば対象です。

**宮澤委員** 今根本委員からありましたけど、これにすごく感動してしまって、子育て世代として反応してしまったんですが、これから子どもを育てるのにも、総じて子どもがいませんけども、こういう支援は純粋に嬉しくて、そういう事情ならば、産める時に子どもを産んでおこうとか、支援がある内に産んでおこうとか、経済的負担のそういう部分は、すごく若い人たちには大きいので、しっかり周知していただくと、お母さんお父さん安心して、いわき市で仕事を持ちながら働くことができると思うので、ぜひその辺りを考えていただけたらと思いました。

**馬目教育長職務代理者** これは全国的にこういうふうな動きになっているんですか。

教育長 全国的には、数で言えば少数だと思います。

**教育長** よろしいですか。続きまして、総合図書館分の説明をお願いいたします。

**総合図書館副館長** 〔議案第2号 令和5年度当初予算(総合図書館分)についての 説明〕

**教育長** ありがとうございます。総合図書館の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。

**教育長** よろしいですか。引き続き、こどもみらい課分の説明をお願いいたします。

こどもみらい課長 〔議案第2号 令和5年度当初予算(こどもみらい課分)についての説明〕

**教育長** ありがとうございます。こどもみらい課の部分で御質問等がありましたら、よ ろしくお願いいたします。

**教育長** よろしいですか。引き続き、こども支援課分の説明をお願いいたします。

**こども支援課長** [議案第2号 令和5年度当初予算(こども支援課分)について の説明]

- **教育長** ありがとうございます。こども支援課の部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。引き続き、文化交流課・文化財課分の説明をお願いいたします。
- 文化交流課長 〔議案第2号 令和5年度当初予算(文化交流課・文化財課分)に ついての説明〕
- **教育長** ここまでの部分で御質問等がありましたら、よろしくお願いいたします。
- **小峰委員** 14頁(2)の無料企画展②、版画展について、この前も要望として述べさせていただいたんですけど、令和5年度も、今まで同様版画展で実施するというような予定でよろしいということでしょうか。
- **美術館長** 令和5年度につきましては、今まで通りの部分と、美術館収蔵版画作品なんかも紹介して、子どもたち、親御さんたちに鑑賞していただいて、版画作品に触れあってもらおうと考えております。
- **馬目教育長職務代理者** 15頁の旧川口家の茅葺屋根葺替ですけど、これで伝承郷の建物 の茅葺のやつは、全部修復は終わりということでしょうか。
- 文化財課長 伝承郷には古民家が5棟ございまして、平成30年に旧高木家、令和元年に旧樋口家、令和2年に旧芳賀家、1年空きまして、今年度令和4年に旧猪狩家をやっておりまして、来年度旧川口家、こちらをやることによりまして、茅葺屋根の工事というのは一旦完了する予定となっております。
- 馬目教育長職務代理者 茅葺は建物が建った時から、10年20年と持てばいいんですけ ど、なかなかそうはいかなくて、お金が一番かかる建物で、一番はいいのは鞘堂を造ればいいんですけど、鞘堂を造ると景観がだいぶ損なわれるということで、お金がかかる文化財としては、有名な建物ということになります。これだけ市で、全部終わらせたということで、非常にうれしく思っているんですけれども、これで終わっても、また事業が始まるという、メンテナンスに非常に苦労する建物だと思います。前はちょっと議論が整わなくて、事業が始まるまではちょっと時間がかかったんですが、これからはなるべく早めに事業を実施していただきたいという要望がございます。
- **教育長** よろしいですか。その他全体を通して、何か御質問等はございませんか。 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。 議案第2号令和5年度当初予算について、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

[委員より「異議なし」の声あり]

教育長 御異議なしと認めます。

ここで、こどもみらい部の方は、案件が終了となりますので、ご退席していた だいて結構です。

#### 【こどもみらい部 退席】

**教育長** 次に、議案第3号いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正について、学校支援課長から説明願います。

学校支援課長 〔議案第3号 いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正 についての説明〕

**教育長** ありがとうございます。それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御 意見がありましたら、お願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。 議案第3号いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例の改正について、原案のと おりとしてよろしいでしょうか。

# [委員より「異議なし」の声あり]

教育長 御異議なしと認めます。

次に、議案第4号いわき市立美術館条例の改正について、文化交流課長から説明願います。

文化交流課長 〔議案第4号 いわき市立美術館条例の改正についての説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御意見がありましたら、お願いいたします。

**教育長** 御質問、御意見がないようであれば、本案件に関してお諮りいたします。 議案第4号いわき市立美術館条例の改正について、原案のとおりとしてよろしいで しょうか。

# [委員より「異議なし」の声あり]

教育長 御異議なしと認めます。

ここで、観光文化スポーツ部の方は、案件が終了となりますので、ご退席して いただいて結構です。

# 【観光文化スポーツ部 退席】

教育長 つづいて、「6,教育長の報告」に入ります。

いわき市教育委員会の所管に属する職員の土曜閉庁による週休二日制取扱要綱の改正について、教育政策課長から説明願います。

- **教育政策課長** 〔教育長の報告 いわき市教育委員会の所管に属する職員の土曜閉庁 による週休二日制取扱要綱の改正についての説明〕
- **教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御意見がありましたら、お願いいたします。
- **教育長** 御質問、御意見がないようであれば、「6、教育長の報告」を終了いたしま す。つづいて、「8、その他」に入ります。
  - (1) 令和4年度いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業の募集について、教育政策課長から説明願います。
- **教育政策課長** 〔その他(1) 令和4年度いわき市未来につなぐ人財応援奨学金返還支援事業の募集についての説明〕
- **教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御意見がありましたら、お願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。つづいて、(2)令和5年度いわき市奨学資金奨学生の募集 について、教育政策課長から説明願います。
- **教育政策課長** 〔その他(2) 令和5年度いわき市奨学資金奨学生の募集について の説明〕
- **教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御意見がありましたら、お願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。つづいて、(3)債権放棄の報告について、教育政策課長から説明願います。
- 教育政策課長 〔その他(3) 債権放棄の報告についての説明〕
- **教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御意見がありましたら、お願いいたします。
- **教育長** よろしいですか。つづいて、(4)債権放棄の報告について、学校支援課長から説明願います。

学校支援課長 〔その他(4) 債権放棄の報告についての説明〕

**教育長** それでは質疑に入ります。本案件に関して、御質問御意見がありましたら、お願いいたします。

根本委員 参考までに、こちらの給食納付金の時効期間というのは何年でしょうか。

学校支援課長 学校給食納付金の時効期間は、令和2年4月1日に施行された民法の改正により5年となりましたが、これらは改正前の3月31日以前のもので2年となっております。

**教育長** その他ございませんか。御質問、御意見がないようであれば、「8、その他」 を終了いたします。

その他、委員の皆様から、これまでの議案等についてでも結構ですので、何かありますでしょうか。

**教育長** 円滑な会議の進行に御協力いただき、ありがとうございました。 以上で、令和4年度第11回教育委員会を閉会いたします。